

---

## 令和元年第2回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

---

令和元年6月21日(金)

---

### 1. 議事日程第5号

令和元年6月21日(金) 午前10時開議

- 第 1 委員会の審査結果の報告及び委員長報告に関する質疑
  - 第 2 討論
  - 第 3 採決
  - 第 4 議員発議
    - ・玖珠町議会運営委員会規程の一部改正について
    - ・意見書(案)の提出について
  - 第 5 議員派遣について
  - 第 6 委員会の閉会中の継続審査及び調査について
- 

### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員会の審査結果の報告及び委員長報告に関する質疑
  - 日程第 2 討論
  - 日程第 3 採決
  - 日程第 4 議員発議
    - ・玖珠町議会運営委員会規程の一部改正について
    - ・意見書(案)の提出について
  - 日程第 5 議会運営委員会委員の追加選任について
  - 日程第 6 議員派遣について
  - 日程第 7 委員会の閉会中の継続審査及び調査について
- 

出席議員(14名)

- |     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 1 番 | 横山弘康 | 2 番 | 衛藤和敏 |
| 3 番 | 河島公司 | 4 番 | 細井良則 |

5 番	松 下 善 法	6 番	小 幡 幸 範
7 番	松 本 真由美	8 番	大 野 元 秀
9 番	宿 利 忠 明	10番	河 野 博 文
11番	秦 時 雄	12番	高 田 修 治
13番	藤 本 勝 美	14番	石 井 龍 文

欠席議員（な し）

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	村 木 賢 二	議事庶務班主幹	山 本 恵一郎
---------	---------	---------	---------

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿 利 政 和	教 育 長	秋 吉 徹 成
総 務 課 長	石 井 信 彦	政策法務課長	繁 田 良 一
企画商工観光課長	衛 藤 正	基地対策室長	清 原 洋 一
税 務 課 長	秋 好 英 信	福祉保健課長兼 子育て世代 包括支援センター 設立準備室長	西 村 正 明
住 民 課 長	藤 原 八 栄	建設水道課長	穴 井 智 志
建設水道課 水道室長	長 柄 義 正	農 林 課 長	藤 林 民 也
人権確立・ 部落差別解消 推進課長	瀧 石 裕 一	会計管理者兼 会 計 課 長	江 藤 幸 徳
教育総務課長兼 学校給食センター所長	横 山 芳 嗣	学校教育課長	佐 藤 貴 司
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長兼 久留島武彦 記念館事務局長	長 尾 孝 宏	社 会 教 育 課 参 事	吉 野 弥也子
農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 邊 克 之	監 査 委 員 事 務 局 長	時 枝 弘 法
監 査 委 員	河 野 好 美	総務課長補佐兼 行政班主幹	神 田 裕 一

---

午前10時00分開議

○議 長（石井龍文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条及び第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

### 日程第1 委員会の審査結果の報告及び委員長報告に関する質疑

○議長（石井龍文君） 日程第1、委員会の審査結果の報告及び委員長報告に関する質疑を行います。

最初に、予算常任委員会の報告を求めます。

予算常任委員会委員長松下善法君。

○予算常任委員長（松下善法君） 予算常任委員会報告。

令和元年第2回玖珠町議会定例会において、予算常任委員会に審査の付託を受けました議案第70号について、6月17日執行部出席のもと審査した結果を報告します。予算常任委員会は、全議員をもって審査に当たることから、報告は簡略化します。

#### 1 議案第70号 令和元年度一般会計補正予算（第1号）について

執行部より、令和元年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）及び令和元年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）の概要について説明がありました。その後、主管課長から科目ごとの説明を受けました。

今回の一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,334万円の増額とし、歳入歳出それぞれ87億1,334万円とするものです。

補正の主な内容は次のとおりです。

- ・ふるさと融資事業3,600万円。
- ・カウベルランドくすの用地に係る土地賃貸借料等780万円。

その他行政運営における緊急性の高い経費等の計上であります。

主な質疑応答は次のとおりです。

ふるさと融資事業について。

（問）融資の貸付期間はいつまでか。

（答）15年以内になっています。希望は15年で申請が出ています。

カウベルランドくす基金事業費について。

（問）カウベルランドくすの賃貸借料は、町がなぜ賃料、賠償金を払う必要があるのか。

（答）まずは借り上げ料を払うことで利活用が図れるようになります。

(問) 顧問弁護士と協議して計上しているのか。

(答) 弁護士との協議の上で計上しています。

(問) 専門チームをつくり、スピードを持って取り組むべきではないか。

(答) スピード感を持って取り組みます。

小学校施設管理費について。

(問) スポットクーラーの利用後の対応はどうか。

(答) 選挙投票所、災害避難所等で利用を考えています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に審査の付託を受けました議案1件の審査結果の報告を終わります。

○議長(石井龍文君) 予算常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

予算常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、総務建設農林常任委員会の報告を求めます。

総務建設農林常任委員会委員長松本真由美君。

○総務建設農林常任委員長(松本真由美君) おはようございます。

総務建設農林常任委員会報告。

令和元年第2回玖珠町議会定例会において、総務建設農林常任委員会に審査の付託を受けました議案1件について、6月18日執行部出席のもと、委員全員で審査した結果を報告します。

1 議案第67号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律及び消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、町の各施設の光熱水費、保守点検費等の消費税が10%となることにより、使用料等への適正な転嫁を図る改定を行うに当たり、関係条例の整備を行う必要があるため、関係3条例の一部を改正するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 使用料が上がっていないところがあるのはどうしてか。

(答) 久留島武彦記念館、豊後森機関庫ミュージアム、森藩資料館等については、29年4月以降にできたもので消費増税分を見込んで設定しています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務建設農林常任委員会に付託を受けました議案1件について、審査結果の報告を終わります。

○議長(石井龍文君) 総務建設農林常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

総務建設農林常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、企画民生教育常任委員会の報告を求めます。

企画民生教育常任委員会委員長小幡幸範君。

○企画民生教育常任委員長（小幡幸範君） おはようございます。

企画民生教育常任委員会報告。

令和元年第2回玖珠町議会定例会において、企画民生教育常任委員会に審査の付託を受けました議案2件、請願1件について、6月18日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

審査に先立ち、議案第69号の備品スチームコンベクションオープンの購入に係る状況を確認するため、学校給食センターへの現地調査を行いました。

あわせて付託案件審査後、所管事務調査として過疎対策法について担当者から説明を受け、調査を行いました。

1 議案第68号 玖珠町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率を引き下げ保証人に関する事項等を改正するために、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第69号 令和元年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業学校給食用備品の購入契約について

本案は、令和元年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業学校給食用備品（スチームコンベクションオープン）の購入契約を締結するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 請願第1号 少人数学級推進・複式解消など定数改善と、義務教育費国庫負担制度2分の1復元および制度の拡充に係る意見書の提出に関する請願書

本案は、少人数学級を推進するとともに、複式学級を解消すること及び義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に復元するとともに、制度の拡充を行うことの意見書の提出を請願するものです。

紹介議員より、意見書を地方から国の関係機関へ提出することで、複式学級や少人数学級において、これ以上の制度改定が行われずに何とか現状を維持できているため、提出の成果は出ているとの説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

4 所管事務調査 新たな過疎対策法の制定に関する調査について

昭和45年の過疎地域対策緊急措置法が時限立法として制定以来、4次にわたり特別措置法が制定され、過疎地域の生活環境や産業振興に効果を得ているのみならず、過疎地域の持つ多面的、公益的な機能が維持されています。

しかし、現過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末をもって失効することから、新たな過疎対策法の制定を要望するための意見書を今議会において発議することとしました。

以上、企画民生教育常任委員会に審査の付託を受けました議案2件、請願1件の審査結果の報告及び所管事務調査の報告を終わります。

○議長（石井龍文君） 企画民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 10番河野です。

まず最初に、この改正が今あるんですけども、措置期間中は無利子とあるんですけど、措置期間中というのはどのくらいの期間か。それから、今報告の中にあった災害援護資金の貸付利率を引き下げ、保証人に関する事項等を改正するため条例の一部を改正するものであるのですが、利率の引き下げがこの資料を見るとまだよくわからないんですけど、本当に引き下げになるのか。それからもう1点、最近国の方針によっていろんな金融機関等の貸し付け、保証人をつけないようにするというのが最近出ているんですけど、この条例ちょっと逆行しているような気がするんですけど、その辺の話はどうでしたか。

○議長（石井龍文君） 企画民生教育常任委員会委員長小幡幸範君。

○企画民生教育常任委員長（小幡幸範君） 今1点目の措置期間についてですが、これについては委員の中からはそういった質疑等はありませんでした。2点目、利率の引き下げによるものについても、これについても委員会の中では質疑等はありませんでした。また、予算常任委員会後の全員協議会の中で河野議員を含む全議員には説明等はされているということで理解しています。

以上で答弁をさせていただきます。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 10番河野です。

今委員長言われましたが、予算委員会の中でそういう話が出なかったかという質問です。予算委員会じゃない、この企画民生教育常任委員会の中ではそういう話を全くされていないのかというのを聞きたい。予算委員会は予算委員会であったと思うんですけど、それとこれとは別と思うんですよ。あくまで今聞きよるのは企画民生教育常任委員会に関する報告に対して今質問しているので、予算委員会のことは関係ないと思います。

それから、先ほど申した保証人のこと、これはもう全くそういう話が出なかった、委員会の中ではほとんどなかったということでもいいんですかね。

○議長（石井龍文君） 企画民生教育常任委員会委員長小幡幸範君。

○企画民生教育常任委員長（小幡幸範君） 委員会の中では保証人のことについての質疑等は出ませんでした。

○議長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

企画民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

## 日程第2 討論

○議長（石井龍文君） 日程第2、これより討論を行います。

議案第67号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 議案第68号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 議案第69号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 議案第70号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 次に、請願第1号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 以上で討論を終わります。

## 日程第3 採決

○議長（石井龍文君） 日程第3、これより採決を行います。

最初に、議案第67号、消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、玖珠町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（石井龍文君） 起立多数です。

よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、令和元年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業学校給食用備品購入の物品購入契約についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、令和元年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）に対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました請願1件について、採決を行います。

請願第1号、少人数学級推進・複式解消など定数改善と、義務教育費国庫負担制度2分の1復元および制度の拡充に係る意見書の提出に関する請願書についてであります。委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

#### 日程第4 議員発議

- ・玖珠町議会運営委員会規程の一部改正について
- ・意見書（案）の提出について

○議 長（石井龍文君） 日程第4、議員発議を議題とします。

お手元に配付しております発議第3号、玖珠町議会運営委員会規程の一部改正について、発議第4号、少人数学級推進・複式解消など定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元および制度の拡充を求める意見書（案）について、発議第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）についての3議案が提出されています。これを直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

発議第3号、玖珠町議会運営委員会規程の一部改正について、提出者の説明を求めます。

提出者、議会運営委員長宿利忠明君。

○議会運営委員長（宿利忠明君）

発議第3号

令和元年6月21日

玖珠町議会

議 長 石 井 龍 文 殿

提出者 玖珠町議会運営委員長 宿 利 忠 明

#### 玖珠町議会運営委員会規程の一部改正について

上記の議案について、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

#### 玖珠町議会運営委員会規程の一部を改正する規程

玖珠町議会運営委員会規程（昭和50年7月1日玖珠町議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「6人」を「7人」に改める。

附則。

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

理由。

予算常任委員会が設置されたことに伴い、議会運営委員会に当該委員長を選任するため、規程の一部を改正するものである。

発議第3号、玖珠町議会運営委員会規程の一部改正について、説明を申し上げます。

玖珠町議会運営委員会規程の第4条において、同委員会の定数は6人となっておりますが、予算常

任委員会の設置に伴い、当該委員会委員長を議会運営委員会に追加選任して定数を7人とするため、玖珠町議会会議規則第14条第3項の規定に基づき提出するものであります。

詳細につきましては、お手元に配付しております発議第3号、玖珠町議会運営委員会規程の一部を改正する規程を御参照いただき、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（石井龍文君） ただいま提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。  
（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第3号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第3号、玖珠町議会運営委員会規程の一部改正について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

発議第3号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、発議第3号は可決されました。

続きまして、発議第4号、少人数学級推進・複式解消など定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元および制度の拡充を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者、企画民生教育常任委員会委員長小幡幸範君。

○企画民生教育常任委員長（小幡幸範君）

発議第4号

令和元年6月21日

玖珠町議会

議長 石井龍文 殿

提出者 玖珠町議会企画民生教育常任委員会委員長 小幡幸範

少人数学級推進・複式解消など定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1  
復元および制度の拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

少人数学級推進・複式解消など定数改善と義務教育費国庫負担制度

2分の1復元および制度の拡充を求める意見書（案）

子どもたちの健全育成と学校教育の充実のために、日々ご努力されていることに深く敬意を表します。

さて、学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、平成30年度から新学習指導要領の移行期間に入ったため、外国語教育実施のための対応に苦慮する状況となっています。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、ゆたかな学びを実現するためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題です。

また、教職員が人間らしく働き続けるためには長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。大分県においては、厳しい財政状況の中、独自財源による小学校1・2年生、中学校1年生の30人以下学級の定数措置が行われています。

自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一方、平成29年度大分県には11人以上の複式学級が40あり、そのうち14人の学級が7に上っていました。さらに、42校で複式学級が2つの「2複」となっていました。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境の実現には、複式学級の編制基準の引き下げや「2複」の解消が喫緊の課題です。国の施策として定数改善等にむけた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられるようにすることが憲法上の要請です。財政論をふまえつつも、教育論の観点から、次の事項の実現について強く要望いたします。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、少人数学級を推進するとともに複式学級を解消すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元するとともに、制度の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月21日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿

衆議院議長 大島 理 森 殿

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

文部科学大臣 柴 山 昌 彦 殿

財務大臣 麻生 太郎 殿

総務大臣 石田 真敏 殿

大分県玖珠町議会議長 石井 龍文

発議第4号、少人数学級推進・複式解消など定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元および制度の拡充を求める意見書について、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子供たちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、平成30年度から新学習指導要領の移行期間に入ったため、外国語教育実施のための対応に苦慮する状況となっています。

自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要です。一人一人の子供たちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境の実現には、複式学級の編制基準の引き下げや「2複」の解消が喫緊の課題です。国の施策として定数改善等に向けた財源を保障し、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられるようにすることが憲法上の要請です。財政論を踏まえつつも、教育論の観点から、次の事項の実現について強く要望いたします。

1. 子供たちの教育環境改善のために、少人数学級を推進するとともに複式学級を解消すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元するとともに、制度の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○議長（石井龍文君） ただいま提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第4号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第4号、少人数学級推進・複式解消など定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元および制度の拡充を求める意見書の提出について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思えます。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

発議第4号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、本意見書は可決されました。

発議第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、提出者の説明を求めます。

提出者、企画民生教育常任委員会委員長小幡幸範君。

○企画民生教育常任委員長（小幡幸範君）

発議第5号

令和元年6月21日

玖珠町議会

議長 石井龍文殿

提出者 玖珠町議会企画民生教育常任委員会委員長 小幡幸範

#### 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

#### 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月21日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

総務大臣 石田真敏 殿

財務大臣 麻生太郎 殿

農林水産大臣 ・ 川貴盛 殿

国土交通大臣 石井啓一 殿

大分県玖珠町議会議長 石井龍文

発議第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○議長（石井龍文君） ただいま提出者から説明がありました。これについて質疑ありませんか。

13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 提出者にちょっと聞きますが、宛て先を読み上げんというのはこれどういうことですか。さっきも宛て先を読み上げんかった。宛て先がない文書ということで、用が足りないのではないか。しっかりそこら辺はしてください。

○議長（石井龍文君） 企画民生教育常任委員会委員長小幡幸範君。

○企画民生教育常任委員長（小幡幸範君） 宛て先につきましては、今回口述のほうに入っていませんでしたので、次回以降入れるようにいたします。

宛て先についてですが、令和元年6月21日、内閣総理大臣安倍晋三殿、総務大臣石田真敏殿、財務大臣麻生太郎殿、農林水産大臣・川貴盛殿、国土交通大臣石井啓一殿。

以上です。

○議 長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第5号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

発議第5号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、本意見書は可決されました。

お諮りいたします。

先ほど発議第3号、玖珠町議会運営委員会規程の一部を改正する規程が可決され、同委員会の定数が6名から7名となり、1名増員となりました。

ここで日程を変更して、議会運営委員会委員の追加選任について議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

ここで、議会運営委員会委員の追加選任のため、暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

△

午前10時32分 再開

○議 長（石井龍文君） 再開します。

## 日程第5 議会運営委員会委員の追加選任について

○議 長（石井龍文君） 日程第5、議会運営委員会委員の追加選任について議題とします。

玖珠町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において玖珠町議会運営委員会委員に5番松下善法君を追加指名したいと思います。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました5番松下善法君を、玖珠町議会運営委員会委員に追加選任することに決定しました。

#### 日程第6 議員派遣について

○議 長（石井龍文君） 日程第6、議員派遣について議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会より9月定例会までの議員派遣については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

#### 日程第7 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議 長（石井龍文君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査及び調査について議題とします。

議会運営委員会及び各委員会の委員長から、委員会の所管事務及び審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申し出が提出されています。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中に調査をすることに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会、基地対策特別委員会、議会広報特別委員会の委員長から申し出のとおり、閉会中においても所掌事務について調査を行うことに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

宿利町長。

○町 長（宿利政和君） それでは、令和元年第2回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御

挨拶を申し上げたいと思います。

今定例会は、去る6月10日から本日までの12日間にわたりまして開催をいただき、条例の制定案件1件、条例の一部改正案件1件、購入契約の締結案件1件、補正予算案件1件、繰り越し関係報告の案件1件の合計5議案を上程させていただきました。議員各位には、それぞれの議案につきまして慎重な御審議を賜りまして、本日、いずれの案件も御承認を賜りましたことに、心からお礼を申し上げます。今定例会でいただきました質問、御意見等々は、執行部といたしましてしっかり受けとめまして、可能なものから今後の町政に反映させてまいりたいというふうに思っているところでございます。

さて、先般、第72回大分県民体育大会の開会式は、先月行われたところでございますが、そのほか多くの種目につきましては、あす6月22日から24日の3日間の日程におきまして開催されます。議員ソフトボールに参加されます皆様方はもとより、玖珠郡チームが日ごろの練習の成果を十分に発揮され、けがもなくすばらしい成果を残されますよう、この場をおかりしまして御祈念を申し上げるものでございます。

玖珠町では、7月1日を玖珠町環境保全の日というふうにて定めておりまして、毎年7月の第1日曜日を玖珠川河川敷の清掃活動等々で取り組んでおります。ことしは7月7日日曜日に河川敷の草刈り清掃を予定しております。そのほかにも町内各地で清掃活動が行われるというように聞き及んでいるところでございます。時節柄大変暑い日々になろうかと思いますが、議員の皆さんにおかれましても、ぜひ御参加を賜りたいというふうにて考えております。

九州北部では、例年6月5日ごろに梅雨入りをいたしますが、ことしは気象状況もおかしく、まだ梅雨入りされておられません。農林畜産業の町でありますこの玖珠町も、水不足によっていろんな影響が出ているところもございませぬけれども、逆に7月に入りますと集中豪雨になる危険性も懸念されますので、十分私どもも対応してまいりたいと思っております。

今回の一般質問でも御質問いただきましたように、災害に対する対策をしっかり立てまして、準備を怠らず、迅速な対応を心がけてまいりたいというふうにて思っているところでございます。

7月も中旬になりますと梅雨明けが予想され、本格的な夏の暑さの時期を迎えることとなります。議員各位におかれましては十分御健康に御留意をされまして、引き続き町政発展のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、今議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長（石井龍文君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和元年第2回玖珠町議会定例会は、去る6月10日開会以来、本日まで12日間にわたり、議員各位はもとより執行部におかれましても、終始極めて真摯な審議をいただきましたことを感謝申し上げます。

執行部におかれましては、今定例会の中で出されました質疑・意見・要望を真摯に受けとめられ、今後のまちづくりに反映されますよう要望いたします。

さて、梅雨の季節に入り、大雨による洪水や土砂災害などの被害が心配されます。また、6月18日

の夜更けには、新潟で震度6強の地震が発生し、多くの被害が出ているとの報道もお聞きしていますが、我が玖珠町周辺においても、昨年4月、耶馬溪町金吉で土砂災害が発生し、6名のとうとい命が失われました。謹んでお悔やみを申し上げますとともに、このような災害が発生しないことを心より祈っているところであります。

気温の変化が著しくなる季節であります。執行部はもとより議員各位にも、くれぐれも健康に留意され、それぞれの場において御活躍されますことを祈念申し上げます。

これをもちまして、令和元年第2回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前10時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年6月21日

玖珠町議会議長 石井龍文

署名議員 衛藤和敏

署名議員 高田修治